

## 一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 平塚市中堂16番11号

氏名 神奈川環境開発株式会社 代表取締役 白石 慎太郎  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の収集運搬業の許可を受けた者であることを証する。

平塚市長 落合 克



許可の年月日 2019年11月19日

許可の有効期限 2021年11月18日

1 許可番号

平塚市収運許可第1-5号

2 事業の範囲

平塚市内の事業系一般廃棄物 (収集先は別紙1のとおり)  
平塚市内の家庭系一般廃棄物 (家電リサイクル法対象物に限る)  
平塚市内の家庭系一般廃棄物 (一時多量ごみ及び適正処理困難物に限る)

3 許可の条件

空缶、空びん、ダンボール等の資源化物は、再生処理すること。  
運搬の際は、幌等で車両に覆いをすること。  
積替保管施設においては、関係法令等を遵守し、周辺環境に配慮すること。  
積替保管施設所在地：平塚市中堂3番地  
既存の一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の拡大に伴う上乗せ基準を遵守すること。  
(平塚市内の家庭系一般廃棄物 (家電リサイクル法対象物に限る) の収集開始日は平成28年6月1日から)  
(平塚市内の家庭系一般廃棄物 (一時多量ごみ及び適正処理困難物に限る) の収集開始日は平成30年9月5日から)

4 許可の変更、届出の状況

令和 元年 11月 18日届出	受託事業所の増8減4 受託事業所の名称変更1
令和 元年 12月 9日届出	受託事業所の増1
令和 2年 1月 27日届出	受託事業所の増5減1
令和 2年 2月 25日届出	受託事業所の増7減3
令和 2年 3月 23日届出	受託事業所の増1減3
令和 2年 4月 3日届出	収集運搬車両の増1
令和 2年 4月 6日届出	収集運搬車両の増1 受託事業所の増2減4
令和 2年 4月 20日届出	受託事業所の増4減1

令和	2年	4月30日届出	受託事業所の増2減1 収集運搬車両の増1
令和	2年	5月11日届出	受託事業所の増3減2
令和	2年	5月18日届出	受託事業所の増1減1
令和	2年	6月1日届出	受託事業所の増3減2
令和	2年	6月15日届出	受託事業所の増2減2
令和	2年	6月29日届出	受託事業所の増3減1
令和	2年	7月13日届出	受託事業所の増2減1
令和	2年	8月6日届出	役員の減1
令和	2年	8月11日届出	受託事業所の増4
令和	2年	8月26日届出	役員の増1
令和	2年	8月31日届出	受託事業所の増2
令和	2年	10月2日届出	受託事業所の増1 収集運搬車両の増1
令和	2年	10月19日届出	受託事業所の増4減2
令和	2年	11月2日届出	受託事業所の増5
令和	2年	11月24日届出	受託事業所の増2減1
令和	2年	12月1日届出	受託事業所の増2減2
令和	2年	12月14日届出	受託事業所の増2減1
令和	3年	1月12日届出	受託事業所の増1減3
令和	3年	2月1日届出	受託事業所の増3減1
令和	3年	2月15日届出	受託事業所の増3減4
令和	3年	3月1日届出	受託事業所の増5
令和	3年	3月22日届出	収集運搬車両の増4
令和	3年	3月30日届出	受託事業所の増3減4